

山口県報

平成22年
3月31日
(水曜日)

目 次

人委規則
 公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則……………一
 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………一
 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………一
 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………二
 特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………三
 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………三
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………四
 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………四
 人委告示
 級別職務区分表に関する告示の一部改正……………五



公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第一

号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、第十一号を削り、第十二号を第八号とし、第十三号を第九号とし、第十四号を削り、第十五号を第十号とし、第十六号を削り、第十七号を第十一号とし、第十八号から第二十一号までを六号ずつ繰り上げ、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一健康福祉部地域医療推進室及び健康増進課の項中「の職にある者及び」を「及び主幹の職にある者並びに」に改め、同表総合医療センターの項中「理学療法士」の下に「作業療法士」を加え、同表身体障害者福祉センターの項中「保健師」を「身体障害者福祉司（身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に従事する者に限る。）及び保健師」に改め、同表水産高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一身体障害者福祉センターの項の改正規定は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十六条」を「第十七条」に改める。

別表第一知事の事務部局の項中「東京事務所長」を「観光交流局長」に改め、「防府土木建築事務所長、美祢土木事務所長、」を削り、「企画監」を「交通運輸対策室長」

に、「総合医療センター薬剤部長」を「総合医療センター薬剤部長」に改め、「若者就職支援センター所長」及び「若者就職支援センター次長」を削り、同表高等学校の項

に、「総合医療センター薬剤部長」を「総合医療センター薬剤部長」に改め、「若者就職支援センター所長」及び「若者就職支援センター次長」を削り、同表高等学校の項

中

青海丸船長	五種
教頭	六種（人事委員会が別に定めるものにあつては、五種）

を

教頭	六種（人事委員会が別に定めるものにあつては、五種）
----	---------------------------

に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則（平成六年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第七条」を「から第八条まで」に改める。

第二条に次の一項を加える。

4 職員給与条例第十四条第四項及び学校職員給与条例第十六条第四項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

一 正規の勤務時間（職員勤務時間条例第九条及び学校職員勤務時間条例第三条第九項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を職員勤務時間条例第三条第一項及び学校職員勤務時間条例第三条第五項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

イ 当該月における日曜日

ロ 当該月における週休日の振替（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）第三条第三項及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）第四条第三項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（職員勤務時間条例第三条第一項及び学校職員勤務時間条例第三条第五項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

二 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を職員勤務時間条例第四条第一項及び学校職員勤務時間条例第三条第七項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（職員勤務時間条例第四条第一項及び学校職員勤務時間条例第三条第七項の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(1) 当該月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日

(2) 当該月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日

ロ 当該月における週休日の振替（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第三条第三項及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第四条第三項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(1) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日

(2) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が五である場合

当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

三 前二号に掲げる職員以外の職員 前二号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

本則に次の一条を加える。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、時間外勤務手当等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十二条を次のように改める。
第十一条及び第十二条 削除

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号)の

一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の百三十」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百八十」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「平成四年山口県条例第一号」の下に「。以下「育休条例」という。」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代替休暇)

第十三条の二 条例第十六条の人事委員会規則で定める期間は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「給与条例」という。)第十四条第四項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「六十時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 時間外勤務代替休暇の時間数は、時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与と条例第十四条第四項の規定の適用を受ける時間(以下「六十時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数を合計した時間数とする。

一 給与と条例第十四条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。)(当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 育休条例第十七条の規定により読み替えられた給与と条例第十四条第一項ただし書又は同条第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当

該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 給与条例第十四条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 時間外勤務代替休暇の単位は、始業の時刻から終業の時刻まで、始業の時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで又は休憩時間の終わる時刻から終業の時刻までの間における正規の勤務時間数とする。ただし、年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代替休暇を取得する場合には、当該勤務時間数から当該年次有給休暇の時間数を減じた時間数とする。

第十四条の見出し中「及び特別休暇」を、「特別休暇及び時間外勤務代替休暇」に改め、同条中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第十五条中「又は特別休暇」を、「特別休暇」に改め、「同じ。」の下に「又は時間外勤務代替休暇」を加え、「又は第十二条各号に掲げる」を、「第十二条各号に掲げる場合又は条例第十六条に定める」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代替休暇の請求)

第十八条の二 時間外勤務代替休暇の承認を得ようとする職員は、あらかじめ、休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。

第十九条第一項中「又は前条第一項」を、「第十八条第一項又は前条」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「企画監及び主任」を、「主幹、主任及び主任主事」に、「交通運輸対策室の室長及び室次長」を、「交通運輸対策室の室長」に、「及び流通企画室」を、「流通企画室及び全国植樹祭推進室」に改め、

若者就職支援センター

所長 次長

を削り、同表

教育委員会の事務局等の項中「青海丸の船長」を削る。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第九号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第八条の二第一項中「平成四年山口県条例第一号」の下に「。以下「育休条例」という。」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代替休暇)

第十四条の二 条例第十六条の人事委員会規則で定める期間は、一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。）第十六条第四項に規定する六十時間を超過して勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 時間外勤務代替休暇の時間数は、時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における学校職員給与条例第十六条第四項の規定の適用を受ける時間（以下「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数を合計した時間数とする。

一 学校職員給与条例第十六条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 育休条例第十八条の規定により読み替えられた学校職員給与条例第十六条第一項ただし書又は同条第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 学校職員給与条例第十六条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 時間外勤務代替休暇の単位は、始業の時刻から終業の時刻まで、始業の時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで又は休憩時間の終わる時刻から終業の時刻までの間における正規の勤務時間数とする。ただし、年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代替休暇を取得する場合には、当該勤務時間数から当該年次有給休暇の時間数を減じた時間数とする。

第十五条の見出し中「及び特別休暇」を「特別休暇及び時間外勤務代替休暇」に改め、同条中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第十六条中「又は特別休暇」を「特別休暇」に改め、「同じ。」の下に「又は時間外勤務代替休暇」を加え、「又は第十三条各号に掲げる」を「第十三条各号に掲げる場合又は条例第十六条に定める」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代替休暇の請求)

第十九条の二 時間外勤務代替休暇の承認を受けようとする学校職員は、あらかじめ、休暇簿に記入して教育委員会に請求しなければならない。

第二十条第一項中「又は前条第一項」を「第十九条第一項又は前条」に改める。

第二十二条中「、第二十条並びに前条」を「並びに第十九条の二から前条まで」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県人事委員会告示第一号

級別職務区分表に関する告示(昭和六十年山口県人事委員会告示第三号)の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

山口県人事委員会

行政職給料表級別職務区分表六級の項中「旅券センター所長」を「交通運輸対策室長」に改め、「若者就職支援センター所長 及び「防府土木建築事務所長、美祢土木事務所長、」を削り、同表七級の項中「防府土木建築事務所長、美祢土木事務所長、」を削り、同表八級の項中「東京事務所長」を「観光交流局長 東京事務所長」に改める。

公安職給料表級別職務区分表五級の項中「鑑識指導官」を「鑑識指導官 交通事故抑止対策官」に改め、同表七級の項中「本部課次長」を「犯罪捜査支援室長 本部課次長」に、「聴聞官」を「聴聞事故抑止対策官」に改める。

平成二十二年三月三十一日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁